

前橋市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(納期) 第9条 省略 2 省略 3 <u>市長は、特別の事情がある場合において、前2項の納期により難いと認められるときは、当該各項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。</u></p>	<p>(納期) 第9条 省略 2 省略</p>